



有機食品 うといいわ



有機栽培が行われている田畠
では、いろいろな生き物が元気に
暮らしています。

農林水産省

有機JASマークのお話



登録認定機関

- 有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。
- 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物や畜産物のほか、これらを原料とした加工食品にも付けられています。

以前は、日本では、有機食品についての統一の基準が決められていなかったため、様々な方法で生産されたものが「有機」食品として流通していました。このため、消費者は商品を選ぶときに何を基に選べばよいか混乱していました。

そこで、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物と有機農産物加工食品のJAS規格が定められ、そこで示されたルールを守って生産され、有機JASマークが付された食品にだけ、「有機」や「オーガニック」と袋や箱に表示できるようになりました。

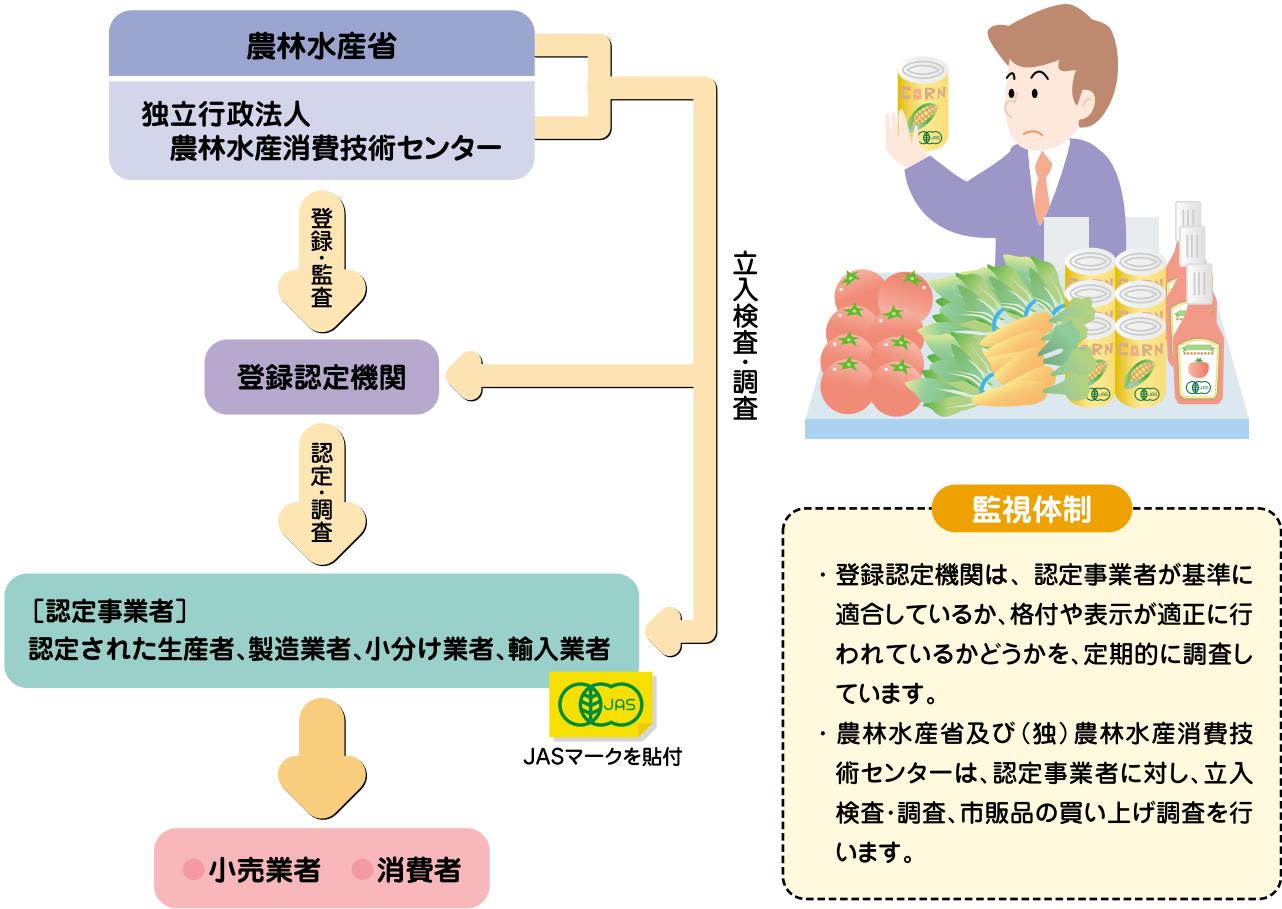
なお、有機JASマークや「有機」、「オーガニック」の表示を付けるには、公平な第三者である登録認定機関の認定を受けることが必要です。

紛らわしい表示はダメ

- 「有機JASマーク」がない農産物に①「有機○○」、「オーガニック△△」などの名称の表示
②①と紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。
- これに違反した場合は、①、②の表示を除去・抹消しなければなりません。
(農林水産大臣の命令)
- 農林水産大臣の命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が課せられます。



有機JAS制度のしくみ



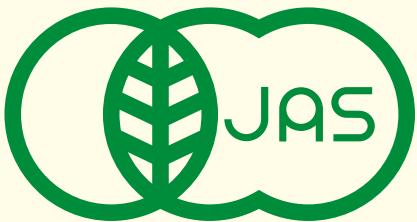
有機食品の検査と認定

認定を受けて有機食品を生産する事業者は、国が定めたルールを守って野菜を作ったり、牛を育てたりしています。このように、きちんとルールを決めておかないと、AさんとBさんで有機食品を生産する方法が違ったら、消費者が商品を選ぶときに混乱するからです。

また、このルールを守っているかどうかについて生産者を検査し、きちんと守っている生産者を認定するのが登録認定機関です。登録認定機関の検査員は、生産者の農場に行って状況を確認したり、農薬や肥料などの買い付けの記録を確認したりして詳細な検査を行っています。



選んで安心！有機JASマーク

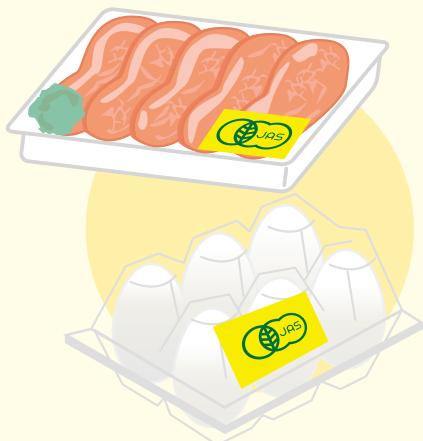


登録認定機関

有機JASマークは、厳しい生産基準をクリアして生産された、有機（オーガニック）食品の証です。

* 有機農産物とは *

- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畠で栽培する
- 栽培中も禁止された農薬、化学肥料は使用しない
- 遺伝子組換え技術を使用しない



* 有機畜産物とは *

- 飼料は主に有機農産物を与える
- 野外への放牧などストレスを与えずに飼育する
- 抗生物質等を病気の予防目的で使用しない
- 遺伝子組換え技術を使用しない



* 有機加工食品とは *

- 化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用は極力避ける
- 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物・有機畜産物・有機加工食品である
- 遺伝子組換え技術を使用しない

詳しい情報は、http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/new_jas/organic.html（有機食品関係）をご覧下さい。
各都道府県にある地方農政事務所・地方農政局や（独）農林水産消費技術センターでもお答えします。